

○推進計画と子ども・子育て支援事業支援計画との関係

(記載事項)

都道府県推進計画

(記載事項(案))

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

(記載事項(社会的養育関係部分))

- (一) 児童虐待防止対策の充実
 - (1) 児童相談所の体制の強化
 - (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
 - (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- (二) 社会的養護体制の充実
 - (1) 家庭的養護の推進(里親委託等の推進、施設の小規模化及び地域分散化の推進)
 - (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - (3) 自立支援の充実
 - (4) 家族支援及び地域支援の充実
 - (5) 子どもの権利擁護の推進

※現行計画上、整合性を図ることとされている事項



(見直しスケジュール)

